

洞爺湖町ボランティア活動に関する要綱

平成20年3月31日

訓令第4号

(趣旨)

第1条 この要綱は、ボランティア活動等が共生社会を支える役割を担うことにかんがみ、町民等が思いやりの心をもって広くボランティア活動等に親しみ、ボランティア活動等が町民等の身近なものとして広まり、充実するようボランティア活動等の健全な発展を図るため、必要な事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「ボランティア」とは、自発(自主)性、無償(非営利)性及び公益(公共)性の3条件を満たすものをいう。

(活動事項)

第3条 ボランティアの活動事項は、次の各号に掲げるものとする。ただし、他機関で実施しているボランティア活動を除く。

- (1) 自然環境保全活動
- (2) 社会福祉活動
- (3) 環境美化活動
- (4) 通訳・翻訳活動
- (5) 施設維持管理活動
- (6) その他洞爺湖町のボランティアの活動目的に資するもの

(ボランティアの要件)

第4条 ボランティアは、国籍、年齢を問わず、ボランティア活動に理解及び熱意がある個人(就学児童及び生徒は、保護者の承諾が得られること。)及び団体とする。

(登録)

第5条 ボランティアとして活動しようとする者は、洞爺湖町ボランティア登録申請書(別記様式第1号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請書の内容を審査し、適当と認められる場合には、洞爺湖町ボランティア登録承認通知書(別記様式第2号)により、不適当と認められる場合については、洞爺湖町ボランティア登録不承認通知書(別記様式第3号)により当該申請者に通知するものとする。

3 前項によりボランティアとして登録された者(以下「登録ボランティア」という。)は、

登録の内容に変更があった場合には、速やかに町長に届け出るものとする。

- 4 登録期間は、4月1日から1年間とする。ただし、年度の途中で登録した者については、その年度の末日までとする。
- 5 登録期間については、申請者の希望により登録を更新することができる。

(登録の取消し)

第6条 町長は、登録ボランティアがボランティアとして不相当と認められる事実が発生したとき又は登録の辞退を申し出たときは、当該登録を取り消すものとする。

(ボランティアの派遣)

第7条 町長は、町主催の事業又は行事においてボランティアを必要とするときは、登録ボランティアの中から選定し、ボランティアとしての活動を依頼するものとする。

(必要物品等の貸与等)

第8条 町長は、登録ボランティアの活動に必要な物品等を貸与することができるものとする。

(報酬等)

第9条 登録ボランティアの活動に係る報酬は、支給しない。

2 ボランティア活動に係る交通費又は移動に係る費用は、原則として支給しない。ただし、町長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

(ボランティア保険)

第10条 町は、登録ボランティアの活動に伴う事故又は傷害等に備え、洞爺湖町が加入する「全国町村会総合賠償補償保険」の適応を受けることができるものとする。なお、登録ボランティアの自主的なボランティア保険、傷害保険等の加入を妨げないものとする。

(免責等)

第11条 町は、ボランティア活動に伴い生じた登録ボランティア又は第三者の損害について、その賠償の責を負わない。

(特定行為の禁止)

第12条 登録ボランティアは、その活動中に営利活動、宗教活動又は政治活動を行ってはならない。

(守秘義務)

第13条 登録ボランティアは、その活動中に知り得た秘密を漏らしてはならない。その登録が取り消され、又は登録期間が満了した後も同様とする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。